

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は、翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地利用基本計画の変更(企画課)
- 国定公園の公園事業の一部決定(自然保護課)
- 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
- 土地改良事業計画の変更の認可(三件)(農村整備課)
- 土地改良事業の認可(〃)
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第七七十九号

鳥取県土地利用基本計画を昭和六十二年九月十日変更したので、国土利
用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用す

る同条第十三項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中鳥取市の農業地域に係る部分を次の図のとおり変
更する。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部企画課及び鳥取市役所
に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十二条第三項の規定に
基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同
条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び佐治村役場に備え置
いて縦覧に供する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業の名称 位 置

佐治川ダム園地事業 鳥取県八頭郡佐治村(佐治川ダム)

鳥取県告示第七百八十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十二年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考	
				粗たん白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	DCP (%)	TDN (%)		ME (kcal/kg)
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	倉吉市上井320-11	①くみあい配合飼料 成鶏用ヌターレオヤー17	62.7	18.2	4.0	2.7	12.3	3.99	0.80							
		くみあい配合飼料 黄金マッシュ	62.7	17.2	3.6	2.2	4.5	0.79	0.56							
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社本社工場	倉吉支所	くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトC夏季用	62.7	16.9	4.4	2.0	4.0	0.61	0.50							
		①くみあい標準配合飼料 キソグビーソフトツア前期	62.7	13.9	2.9	4.5	6.2	1.16	0.66							
		②くみあい標準配合飼料 キソグビーソフトツア後期	62.7	13.1	3.5	3.1	5.1	0.89	0.58							
		くみあい配合飼料 ヌーペーソフト	62.7	13.4	3.8	4.3	4.5	0.59	0.52							
福岡市 石橋工業株式会社福岡工場		③肉用牛肥育用配合飼料 モーサソミル	62.7	13.2	2.5	2.8	3.4	0.43	0.34							

神戸市 協同飼料株式会社 社神戸工場	倉吉市明治町10 37-16 桑田商店	㊦ノ一サソ印子豚人工乳 後期用配合飼料 ハニーA	62.7	19.1	6.6	1.8	5.8	1.34	0.82													
		㊦ノ一サソ印子豚育成用 配合飼料 スタートG	62.7	16.7	4.0	2.3	4.5	0.88	0.65													
		ノ一サソ印豚豚肥育用配 合飼料 ミートDX	62.7	16.1	5.0	2.7	4.3	0.79	0.56													
		㊦ノ一サソ印種豚飼育用 配合飼料 フリートS	62.7	16.1	3.9	3.8	4.4	0.72	0.59													
		㊦ノ一サソ印ブライラー肥 育後期用配合飼料 ライニー	62.7	18.6	6.3	2.1	4.4	0.98	0.60													
		ノ一サソ印大さう育成用 配合飼料 大雑用C	62.7	15.9	3.3	3.3	5.4	1.32	0.57													
		ノ一サソ印成鶏飼育用配 合飼料 ヒクチャー	62.7	16.6	3.9	2.9	9.3	2.61	0.53													
		ㄞ・8一ソフト	62.7	19.7	6.6	2.0	4.8	0.81	0.71													
		㊦ハイコロロ10	62.7	16.9	5.6	2.5	4.3	0.71	0.62													
		トップエース	62.8	15.8	3.1	3.3	5.1	0.79	0.67													
		マルチンペパー	62.8	16.5	3.4	3.2	4.6	0.71	0.61													
		カーフマソナ	62.6	25.0	3.9	4.6	6.9	1.10	0.60													

注 1 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第七百八十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項におい
 て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、以西土地改良区が行う土地

改良事業（土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区農業用排水）に係
 る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年九月十八日認可したので、同法
 第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、以西土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年九月十八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（団体管は場整備事業金持地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年九月十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、以西土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区暗きよ排水）を昭和六十二年九月十八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。
昭和六十二年九月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十二年九月二十八日（月）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機					COSMOLINER II	奥村遊機株式会社
					NEWSKYLAND	
					サンバ六	
					フラッシュュー○	
ジャンケンターボII	株式会社三星					
スーパージェルIII	株式会社三共					